

枚方市水道事業給水条例施行規程

(減量の適用除外)

第 18 条の 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量の減量を行わないものとする。ただし、管理者は、第 3 号に該当する場合において特に必要と認めるときは、使用水量の減量を行うことがある。

- (1) 水道使用者等が漏水の事実を知りながら条例第 21 条第 1 項の規定による届出その他必要な措置をしなかったとき。
- (2) 漏水箇所が条例第 6 条第 2 項の規定による工事検査を受けた箇所以外の箇所であるとき。
- (3) 漏水箇所が水洗便所、給水栓、貯水槽又は貯水槽から給水栓までの間にある設備のとき(貯水槽のボールタップの故障による場合を除く。)。
- (4) 貯水槽のボールタップの故障による漏水である場合で、前回、当該ボールタップの故障による漏水のため使用水量の減量を行ってから 3 年を経過していないとき。
- (5) 給水装置の工事の施工から 6 月を経過する前に、当該工事箇所から漏水があったとき。

(平 15 水道規程 1・追加、平 23 水道規程 1・一部改正)